法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	令和7年4月11日 ~ 令和7年7月18日 (10週間 +1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	大宮園道事務所発注の「R 3国道 4 号幸手 (3) 外路面復旧工事」において、アスファルト舗装を施工したが、設計図面で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが今和7 年 1 月 1 7 日 判明した。また、同事務所発注の「R 3・4・5 大宮維持工事」、「R 3浦和・大宮出張所管内舗修修繕他工事」、「R 2 生会有日部園道出張所管内舗修修繕他工事」、「R 4 七・5 大宮維持工事」、「R 3 福油・大宮出張所管内舗修修繕他工事」、「R 4 さいたま地区外交通安全対策工事」、「R 4 ・ R 5 浦和維持工事」、R 4 国道 1 7 号上尾道路外環境整備工事」、「R 4 さいたま地区外交通安全対策工事」、「R 4 ・ R 5 福和維持工事」、R 4 国道 1 7 号上尾道路外環境整備工事」、「R 3 高温管内道路 1 7 号 C C T V 設備整備工事」、東京国道事務所発注の「R 3 国道 3 5 7 号福州外電線共同港工事」、「R 3 国道 1 号外湘市・小田原出張所管内舗修修繕他工事」、長野国道事務所発注の「R 1 国道 1 8 号赤沼地区部接修繕工事」、関東地方整備系注の「R 4 年度 東京国際空港と開生路他舗装改良工事」、東京空港整備事務所発注の「R 4 年度 東京国際空港と開生路と異なる仕様のアスファルト合材を使用したことが判明した。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	令和7年4月11日 ~ 令和7年7月10日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	宇都宮園道事務所発注の「R4国分寺・小山出張所管内路面補修工事」において、アスファルト舗装を施工したが、設計図面で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが判明した。また、同事務所発注の「R4国道4号雀宮駅前地区外路面復旧他工事」、「R5国分寺出張所管内交通安全対策工事」、「R3国泊4号宮の内2丁目交差点改良工事」、「R3国分寺出張所管内路面補修工事」においても設計図書と異なる仕様のアスファルト合材を使用したことが判明した。
丸和工業株式会社	1030001062110	埼玉県北本市宮内 5 - 3 5 1	令和7年4月25日 ~ 令和7年5月8日 (2週間)	指名停止等措置要領 別表第1第8号 (一般工事事故)	令和5年9月2日、茨城県猿島群五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させたことについて、令和6年11月12日労働安全衛生法違反により、古河観島裁判所から罰金刑の略式命令を受けその刑が確定した。
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新宿1-18-17	令和7年6月20日 ~ 令和7年8月19日 (2ヶ月)	指名停止等指置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の 規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
住友重機械搬送システム 株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1-1-1	令和7年6月20日 ~ 令和7年8月19日 (2ヶ月)	指名停止等指置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の 規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課政金納付命令の対象事業者として公表された。
フジパスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4-2-5	令和7年6月20日 ~ 令和7年10月19日 (4ヶ月)	指名停止等指置要领 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の 規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
I H I 運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町 8 - 1	令和7年6月20日 ~ 令和7年8月19日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1	令和7年6月20日 ~ 令和7年8月19日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年3月24日建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

関電ファシリティーズ 株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見 1 – 3 – 7	令和7年7月4日 ~ 令和7年10月3日 (3ヶ月	指名停止等措置要領)) 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止め分を受けたこと、また、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び今和4年8月10日に行った、平成30年3月31日。平成31年3月31日、令和2年3月31日、そ和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付簿根に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士及の1級目にでいて当該責格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが、建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府から指示処分を受けたことにより、令和6年12月19日付け建設業許可局(大阪府)から監督処分を受けた。
大成産業株式会社	44220001005456	青森県青森市大字浜田字玉川262-9	令和7年7月4日 ~ 令和7年10月3日 (3ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第4号 (贈賄)	代表取締役及び社員が、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業 に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄に容疑で 逮捕された。
パナソニック株式会社	3120001236504	大阪府門真市大字門真1006	令和7年7月18日 ~ 令和7年8月17日 (1ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設案法違反行為)	建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。
パナソニック産機システム ズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1-1-2	令和7年7月18日 ~ 令和7年9月17日 (2ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設 業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業 停止22日間)を受けた。
パナソニック関東設備 株式会社	9070001001445	群馬獎前橋市古市町1-50-14	令和7年7月18日 ~ 令和7年9月17日 (2ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設 業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業 停止22日間)を受けた。
パナソニックマーケティン グジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	令和7年7月18日 ~ 令和7年10月17日 (3ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設 業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整偏局長から監督処分(営業 停止22日間)を受けたもの、また、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反し、資格案件を満たさな い者を営業所の専任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、 関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。
パナソニック環境エンジニ アリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3-28-33	令和7年7月18日 ~ 令和7年10月17日 (3ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設案法違反行為)	施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下 「不適合者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消 が行われ、この取消を受け建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置し ていたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項 第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から指示処分及び業務停止処分(22日間)を受けた。
パナソニックEWエンジニ アリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	令和7年7月18日 ~ 令和7年8月17日 (1ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下 「不適合者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消 が行われ、この取消を受け建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置し ていたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項 第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から指示処分及び業務停止処分(22日間)を受けた。

ランゲート株式会社	1130001019265	京都府京都市下京区立売東町28-2	令和7年7月28日 ~ 令和7年8月27日 (1ヶ月)	指名停止等措置要领 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	元社長及び元役員が令和4年4月、厚生労働省から同社が令和3年度に受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を水増しして同省に報告し、概算払いで事前に受け取った受託費3億600万円のうち、返金すべき余剰金約4160万円を詐取した疑いがあるとし、令和7年6月11日詐欺容疑で警視庁に逮捕された。
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市飯田町812	令和7年8月8日 ~ 令和7年11月7日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	専務取締役が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札 公告案を修正させてとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮 捕されたこと、また、令和7年7月9日にさいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
関東建設工業株式会社	4070001018972	群馬県太田市飯田町1547	令和7年8月8日 ~ 令和7年10月7日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	営業部長が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公 営業を修正させてとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕 されたこと、また、令和7年7月9日にさいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
多野産業株式会社	4070001012471	群馬県藤岡市藤岡1858-1	令和7年8月8日 ~ 令和7年11月7日 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	代表取締役が、令和6年6月頃、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低利限価格を藤 岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑 いで逮捕された。
株式会社 A D K マーケティ ング・ソリューションズ	3010001035099	東京都港区虎ノ門1-23-1	令和7年9月5日 ~ 令和7年11月4日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	令和7年6月23日、公正取引委員会により公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注 する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイペント計画立案等業務等において、独占禁止 法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に適反する行為を行っていた違反事業者として排除命令措置が行われたと公表 された。
株式会社ティーバランス	6011801028165	東京都足立区鉄瀬3-21-13	令和7年10月6日 ~ 令和7年11月5日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳及び同条第4項に規定する施工体系 図に、事実と異なる監理技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を 行わなかったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より監督処分(指示処分)を受け た。
丸浜舗道株式会社	4090001002066	山梨県甲府市東光寺1-7-8	令和7年10月6日 ~ 令和7年11月5日 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	山梨県から請け負った主任技術者を工事現場に専任で置くことが必要な工事に配置した主任技術者を、甲府市上下水道 局から請け負った2件の工事に、工期が重接しているにもかかわらず配置し、施工に当たらせていた。このことが建設業 法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から監督 処分(指示)を受けた。
株式会社大達土木	4011701001777	東京都江戸川区西篠崎2-24-11	令和7年10月6日 ~ 令和7年12月5日 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項違反して、これらの下請業者に対する指導を怠った。また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図において、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より監督処分(営業停止25日間)を受けた。